

令和7年3月27日

各組織の長 殿  
(別添本信送付先のとおり)

研究担当副学長  
重田 育照

### オープンアクセス (OA) 義務化と研究データの対応について (通知)

学術論文及び研究データをインターネットで公開し誰もがアクセスできること (オープンアクセス、以下 OA という) は、国によって推進されており、令和6年2月16日に統合イノベーション戦略推進会議により「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」が策定されました。さらに、基本方針実施にあたっての具体的方策 (令和6年10月8日改正 関係府省申合せ) 及びFAQ (令和6年10月8日更新) が示されたところです。

ついては、OA 義務化が開始されるにあたり、下記のとおり OA 義務化の内容とそれに伴う本学の対応をお知らせいたしますので、関係者へ周知願います。

なお、表記については令和7年3月27日開催の研究推進会議でも報告しております。

### 記

#### 【OA 義務化の時期・対象・方法】

- (1) 公的資金のうち令和7 (2025) 年度から新たに公募を行う即時 OA の対象となる競争的研究費 ([A]) を受給する者は、当該研究費による学術論文及び根拠データ ([B]) の学術雑誌への掲載後、即時に機関リポジトリ等の情報基盤 (本学の場合：つくばリポジトリ) への掲載を義務づけられた。

[A] 対象となる競争的研究費

科学研究費助成事業 (JSPS)

戦略的創造研究推進事業 (JST、AMED) ※一部事業を除く

創発的研究支援事業 (JST)

[B] 対象となる学術論文及び根拠データ

学術論文: 電子ジャーナルに掲載された査読済みの研究論文 (著者最終稿を含む)

根拠データ: 掲載電子ジャーナルの執筆要領、出版規程等において、透明性や

再現性確保の観点から必要とされ、公表が求められる研究データ

- (2) 対象競争的研究費の受給者は、原則として本学の機関リポジトリとして整備している「つくばリポジトリ」において学術論文及び根拠データを掲載する。

※機関リポジトリへの掲載以外の方法も可。(詳細は【参考資料】学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針について スライド4「具体的方策改正 概要②」のとおり)

※学術論文に加え、根拠データ (研究データ) についてもつくばリポジトリに掲載できるように対応した。(ただし、容量等の制限あり)

- (3) 対象競争的研究費の受給者は、各年度の資金配分機関への実績報告に即時 OA 状況を報告する。なお、即時 OA が困難な場合は、その理由を報告する。

### 【本学の対応】

(1) 今回の OA 義務化は、公的資金により生産された研究成果を国民に広く還元し、世界に対する研究成果の発信力の向上を図るという理念に基づいていることから、義務化の対象でない論文および研究データについてもその理念を理解し、各研究者において OA 化を推奨する。

※つくばリポジトリには研究データ単体でも掲載可。(論文の根拠データに限らない)

例) <http://hdl.handle.net/2241/0002014314> (DOI: 10.15068/0002014314)

(2) 研究データの定義・公開可否等については、本学で策定した「筑波大学研究 データポリシー (令和 6 年 4 月 1 日学長決定)」【関係 URL(4)参照】により、オープン・アンド・クローズ戦略等を十分に検討のうえ、適切に公開・非公開等を設定いただきたい。

(3) なお当該取扱により、従来公開していなかった研究データについて根拠データとして公開を新たに求めるものではない。

### 【資料】

学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針について

(RU11 研究担当理事・副学長懇談会資料抜粋)

### 【関係 URL】

(1) 学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針

[https://www8.cao.go.jp/cstp/oa\\_240216.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/oa_240216.pdf)

(2) 学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針の実施に当たっての具体的方策

[https://www8.cao.go.jp/cstp/openscience/r6\\_0221/hosaku.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/openscience/r6_0221/hosaku.pdf)

(3) 学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針、及び学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針の実施にあたっての具体的方策に関する FAQ

[https://www8.cao.go.jp/cstp/oa\\_houshin\\_faq.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/oa_houshin_faq.pdf)

(4) 筑波大学研究データポリシー (COTRE 内に掲載)

<https://ura.sec.tsukuba.ac.jp/research-compliance/about-research-data>

(5) 附属図書館のオープンアクセス支援

<https://www.tulips.tsukuba.ac.jp/lib/ja/service/OA-support>

(6) つくばリポジトリ

<https://tsukuba.repo.nii.ac.jp/>

### 担当

・研究データ関連：研究推進部外部資金課 gaibu-shikin@un.tsukuba.ac.jp

・つくばリポジトリ関連：学術情報部情報企画課 tulips-r@tulips.tsukuba.ac.jp

別添

(本信送付先)

各副学長

各系長

各学術院長

各研究群長

各専攻長

グローバル教育院長

総合学域群長

アーカイブズ館長

国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成 16 年法人規則第 1 号）第 50 条の規定に基づく教育研究施設の長

附属図書館長

附属病院長

附属学校教育局教育長

各附属学校長

理療科教員養成施設長

上記規則第 75 条の規定に基づく事業費により措置する教育研究組織等の長

上記規則第 35 条の規定に基づく業務運営を行うための特別な組織の長

各局・室・部の長

# 学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針について

2024年10月25日

※「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」の実施にあたっての具体的方策に係る説明会（8/27,28）内閣府説明資料をもとに作成。

## 学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針 概要

○「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」（令和6年2月16日 統合イノベーション戦略推進会議決定）

理念

公的資金により生み出された研究成果の国民への還元と地球規模課題の解決に貢献

国全体の購読料及びオープンアクセス掲載公開料の総額の経済的負担の適正化

我が国の研究成果の発信力の向上

2025年度新規公募分\*から、学術論文等の即時オープンアクセスの実現 \*学術論文を主たる成果とする競争的研究費制度を対象

方針

### ○公的資金による学術論文等の即時オープンアクセスの実施

2025年度から新たに公募を行う即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費に係る学術論文及び根拠データの学術雑誌への掲載後、即時に機関リポジトリ等の情報基盤\*への掲載を義務づける。 \*機関リポジトリ等の情報基盤：NII Research Data Cloud (NII RDC) 上で学術論文及び根拠データが検索可能となるシステム

### ○研究成果発信のためのプラットフォームの整備・充実

研究成果を誰もが自由に利活用するための発信手段として、研究データを管理・公開・検索する基盤システム等の整備・充実の支援を行う。

### ○グローバルな学術出版社等との交渉

グローバルな学術出版社等に対する大学を主体とした集団交渉の体制構築を支援し、大学等の経済的負担の適正化を図る。

### ○関係府省間の検討の場を設け、関連施策実施に当たっての具体的方策を定める

○「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」の実施にあたっての具体的方策（令和6年2月21日 関係府省申合せ）

### 即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費制度

- 科学研究費助成事業(JSPS)
- 戦略的創造研究推進事業(JST, AMED) ※一部事業を除く
- 創発的研究支援事業(JST)

令和6年10月8日 改正

[https://www8.cao.go.jp/cstp/openscience/r6\\_0221/hosaku.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/openscience/r6_0221/hosaku.pdf)

- ・2025年度新規公募分から即時オープンアクセスの対象となる
- ・対象事業については今後の政策動向等を踏まえ、適宜見直し

### 今後の検討課題

- ① 即時オープンアクセスが困難な学術論文及び根拠データの取扱について、② 即時オープンアクセスの対象となる根拠データの範囲について
- ③ 機関リポジトリ等の情報基盤への掲載が困難な研究者への対応について、④ 即時オープンアクセスの実施状況の把握について

## 具体的方策改正 概要①

### A. 即時オープンアクセスの「即時」とは・・・。

「即時」とは、「**学术论文及び根拠データの学术雑誌への掲載（電子版としての掲載）後、公開禁止期間（エンバゴ）がないこと**」を言う。

### B. 機関リポジトリ等の情報基盤へ掲載するための手続きに要する期間

所属する機関の体制等によって異なるため、特段の規定は設けない。ただし、目安として学术雑誌への掲載後3か月程度で機関リポジトリ等の情報基盤において公開されることが望ましい。

### C. 機関リポジトリ等の情報基盤への掲載を求める根拠データの範囲

基本方針に示している「**掲載電子ジャーナルの執筆要領、出版規程等において、透明性や再現性確保の観点から必要とされ、公表が求められる**」掲載学术论文の根拠データをいう。

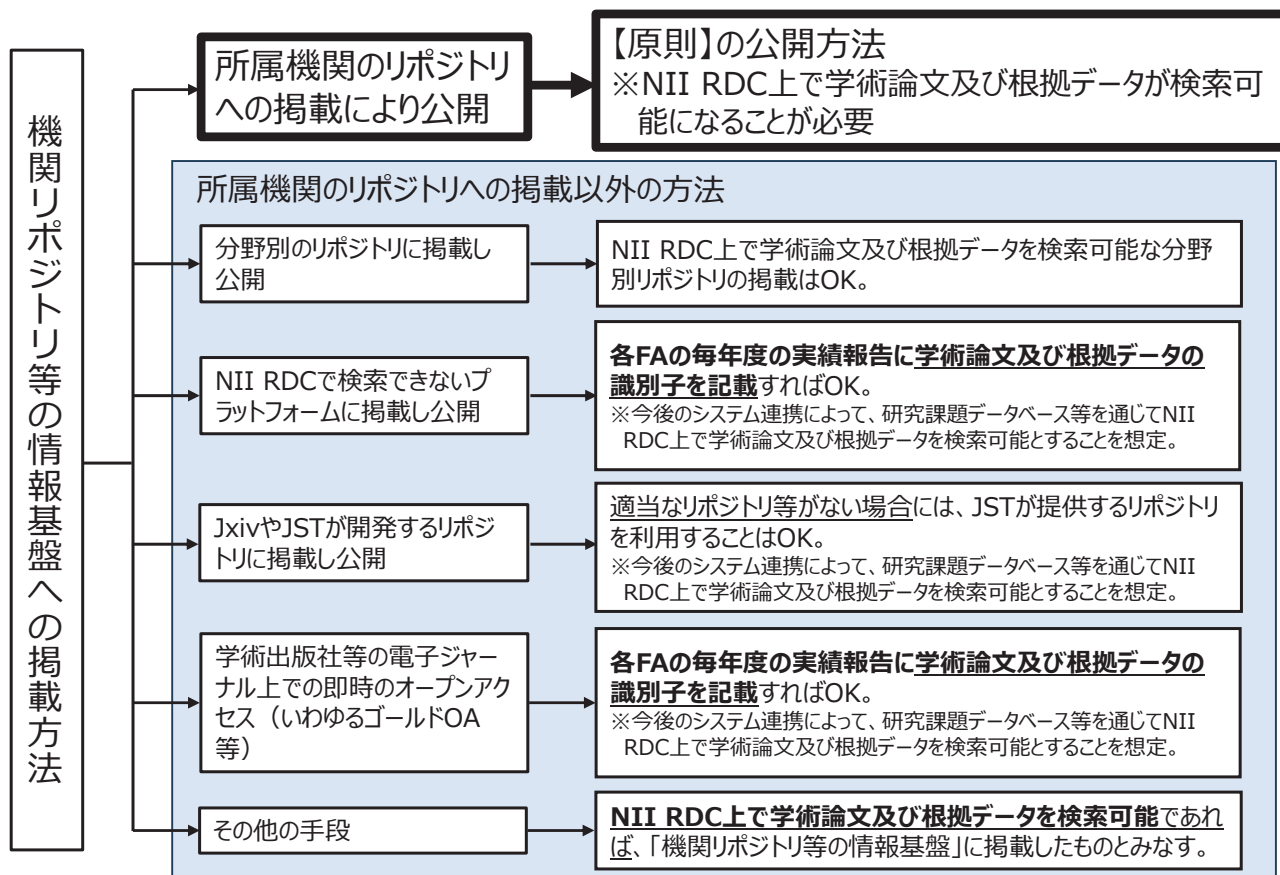
Supplemental Data等の公表を前提としているデータであり、**査読の過程等で求められるデータ等公表を前提としていないデータは含まない。**

※根拠データを含む研究データの管理・利活用は「**公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方**」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）に基づき、オープン・アンド・クローズ戦略に基づいて実施していただくものであり、今回の具体的方策により、従来公開していなかった研究データを根拠データとして公開を新たに求めるものではない。

3

## 具体的方策改正 概要②

### D. 「機関リポジトリ等の情報基盤」への掲載



4

## 具体的方策改正 概要③

### E. 即時オープンアクセスが困難な学術論文及び根拠データの取り扱い

研究成果の発表にあたっては**即時オープンアクセスの実施に最大限努める**こととする。その上で、**受給者が即時オープンアクセスの実施が困難な場合には**、関係府省及び資金配分機関が整備するシステムを通じて、**各年度の実績報告の際に、当該学術論文及び根拠データの即時オープンアクセスの実施が困難な理由を報告**する。

以下の選択肢を設けて困難な理由を選択・記載することとする。

即時オープンアクセスが困難な理由（複数選択可）

- a. 出版社や雑誌のポリシーでエンバーゴの規定が存在
- b. 出版社や雑誌のポリシーが存在しない又は不明瞭
- c. 既存の研究費を圧迫しない範囲での転換契約やAPC支払いの活用が困難
- d. その他（自由記述）

### F. 即時オープンアクセスの実施が困難な理由が解消された場合

受給者は、即時オープンアクセスの実施が困難な理由が解消された場合は、速やかに機関リポジトリ等の情報基盤への掲載を行うものとする。

5

## 具体的方策改正 概要④

### G. オープンアクセスの実施状況の把握

即時オープンアクセスの実施状況については、各資金配分機関への毎年度の実績報告に記載された情報を基に、「即時オープンアクセス論文数／学術雑誌への掲載論文数」により把握するため、各資金配分機関に対する**毎年度の実績報告時に個々の学術論文及び根拠データごとに以下の情報を記載**する。

- i. 一般的な書誌情報 <既存>
- ii. 査読の有無 <既存>
- iii. 即時オープンアクセスの対象該否 <新規>
- iv. 即時オープンアクセスの実施有無 <新規>
- v. (即時オープンアクセスの実施無の場合) 即時オープンアクセスが困難な理由 <新規>
- vi. 学術論文へのリンク
  - ・ 出版社版のDOI <既存>
  - ・ 「機関リポジトリ等の情報基盤」のランディングページのURL等の識別子 <新規>
- vii. 根拠データへのリンク（機関リポジトリ等の情報基盤のランディングページのURL等の識別子。根拠データの公表が求められていない場合はその旨） <新規>

### H. 今後の検討課題

関係府省及び資金配分機関は、**当該競争的研究費の最初の実績報告が行われる時期までに**、（略）効率的にオープンアクセスの実施状況を把握できるように、**必要な改修を含めたシステム間の体制構築を図る**べく、引き続き内閣府を中心に必要な調整・連携を進める。